

介護保険事業(支援)計画は計画倒れ?

介護保険事業(支援)計画

市町村が定める介護保険事業計画は、生活圏域を定めて介護ニーズ調査をし、どの介護サービスをどれくらい必要としているか、施設サービス・居宅サービス・地域密着サービスごとの見込み量を算出して、その市町村に居住する65歳以上高齢者の保険料が決められる。都道府県は市町村の策定した介護保険事業計画を医療圏域ごとに調整し、それぞれの介護保険サービスの整備量を定め、介護保険事業支援計画とする。

介護保険の計画は、このようにつくられて介護サービスが実施されていると多くの人は思っているだろうが、実際のニーズは見込量に反映されていない。

特養ホーム待機者が36.6万人と厚生労働省から発表されたが、計画策定時に特養ホーム入居希望者がわかつていれば、見込み量として計画に組み込み、整備されなければいけない。しかし、整備されず入居できないまま置かれているということがそれを証明している。

放置された要介護者は15万人

第3期(平成18~20年度)から第6期(平成27~29年度)の介護保険事業計画の施設居住系サービスの計画数と、達成率は図表のとおりだ。第3期では、包括ケアハウスを全国で19万戸(床)整備する計画だったが、14万戸しか整備されず、5万戸が未整備だった。

次の第4期(平成21~23年度)では20.9万戸(床)の整備量を計画したが、実際に整備されたのは15.7万戸で、5.2万戸が未整備となっている。さらに第5期(平成24~26年度)では、19.8万戸(床)の整備量に対して15万戸の整備しかできず、4.8万戸が未整備となった。

介護保険事業計画でニーズ調査から算出された整備量に対し、3期9年間にわたる未整備が合計約15万戸あるということは、介護保険施設や特定施設・グループホームなどの包括ケアハウスへの入居を必要とする高齢者が入居できなかったということになる。

こうした高齢者の多くが、手厚い介護サービスのない住宅型有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅(現在廃止)、サービス付き高齢者向け住宅に入居することになる。また、これらに入居できない高齢者は、住み続けた住宅で訪問介護やデイサービスなどの介護保険居宅サービスを利用してやりくりしていると想像できる。

住宅型有料老人ホームやサ高住では、重度対応の介護

図表 施設居住系サービスの計画数と達成率の推移



サービスが行われないため、重度の認知症や身体介護になると、これらの住宅に住み続けることは難しく、実質的な包括ケアハウスの穴埋めにはなっていない。したがって、9年間にわたって未整備状態の包括ケアハウスの積み残しぶんを早急に追加整備する必要がある。

だが、第6期(平成27~29年度)は、整備量が15.8万戸と、過去3期の20万戸前後から大幅に減ってしまった。3期連続で整備未達成の状況があり、後期高齢者や要介護認定者数が増加している実態からは、必要とする高齢者が減ったとは考えられない。包括ケアハウスの整備量を増やすべきところで、なぜ減ってしまうのかが理解できない。

介護保険事業計画策定にあたった各自治体に問うても、的確な回答はなかった。推測するに、達成が困難な整備量は計上せず、現実的に達成可能な整備量を計画値にしたと思われる。

これにより、さらに包括ケアハウス不足が深刻なものとなり、住宅型有料老人ホームやサ高住、さらには違法な無届け有料老人ホームに入居せざるをえない高齢者が増え、介護をめぐるトラブルが増えることは想像に難くない。



Name 田村 明孝
たむら・あきたか

Profile タムラプランニング&オペレーティング代表。
有料老人ホームなどの開設コンサルティングのほか、全国の高齢者施設、介護保険居宅サービス、自治体の介護保険事業計画のデータベースの収集・販売などを手がける。高齢者住宅連絡協議会事務局長。